

# 令和8年度

## 高等学校用福祉教育推進事業 実施要領

### 1 目的

市内高等学校に通う生徒を対象に、老いること、障がいがあることに対する理解と関心を深め、「見守り、つながり、支え合い、一人一人が尊重される地域づくり」の推進を図り、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができる地域包括ケア社会の実現を目指すことを目的として実施する。

### 2 対象

市内の高等学校

### 3 内容

#### (1) 講師派遣があるプログラム

##### ア 視覚障がい者の誘導體験講座

内 容 誘導の基本や、声かけの大切さを体験する。

講 師 厚木市誘導赤十字奉仕団

体験場所 体育館、階段等

所要時間 2校時分程度（複数クラスの場合は、基本的に合同で体験）

##### イ 手話体験講座

内 容 聴覚障がい者の話を聞き、初歩の手話を体験する。

講 師 厚木市聴覚障害者協会

手話通訳 厚木市手話サークルあゆの会

対 象 手話に興味のある生徒

体験場所 各教室（人数によっては要相談）

所要時間 2校時分程度

##### ウ 車いすバスケットボール体験講座

内 容 バスケットボール用車いすの操作等を体験し、パラスポーツへの関心や障がいへの理解を深める。

講 師 一般社団法人 日本車いすバスケットボールアカデミー

対 象 小学4年生以上 ※人数は要相談

体験場所 体育館

所要時間 2校時分程度

そ の 他

- ・車いすの搬入出・講師駐車場への配慮
- ・講師が実施の1時間前に到着し、搬入・組み立て等の作業を行いますのでお手伝いいただくようお願いいたします。
- ・この講座については、交通費は講師料に含まれているため別途負担なし。

## ウ 認知症サポーター養成講座

- 内 容 認知症に関する基本的な知識や、認知症の方への対応の仕方を学習する。
- 講 師 厚木市地域包括支援センター（市内10ヶ所のうち、最寄りのセンター）  
または厚木市地域包括ケア推進課職員
- 体験場所 各教室（1学年全員が受講する場合は要相談）
- 所要時間 2校時分程度（要相談）
- そ の 他
- ・認知症サポーターとは、「認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けをする人」を指す。講座内において、パワーポイント・DVDを使用することがあるため、プロジェクター、スクリーン又はテレビが必要な場合あり（パソコンは講師が持参）。講座を受けた生徒には、認知症の人やその家族を支援する目印として、「オレンジリング」を配布。
  - ・この講座に関しては、講師料・交通費の負担なし。

## (2)物品貸出のみのプログラム

### ア 車いす体験講座

- 内 容 車いすの操作と乗ることを体験し、利用者の気持ちを理解する。
- 体験場所 体育館等
- 所要時間 1校時分程度
- そ の 他 障害物（マット、カラーコーンなど）をおける広い場所での実施をお願いします。

### イ 高齢者擬似体験講座

- 内 容 重りなどを装着して実際に動き、加齢による身体機能の低下や心理的变化を擬似的に体験する。
- 体験場所 体育館等
- 所要時間 1校時分程度
- そ の 他
- ・キャリーバック（幅480×奥210×高さ340mm）1個につき、高齢者擬似体験セットを2セット収納。講座ではキャリーバック3個（6セット）を使用する。
  - ・装着の方法などについては参考資料「高齢者擬似体験のポイント」を参照。

## 4 手続き

社会福祉協議会へ「高等学校用福祉教育推進事業申込書」をFAX

## 5 講師料

原則、講師料は厚木市社会福祉協議会が負担し、派遣調整を行うものとする。ただし、認知症サポーター養成講座を除く。

車いすバスケットボール体験の講師料（50,000 円）については、先着 10 校まで厚木市社会福祉協議会と学校で折半（25,000 円）とする。

## 6 実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

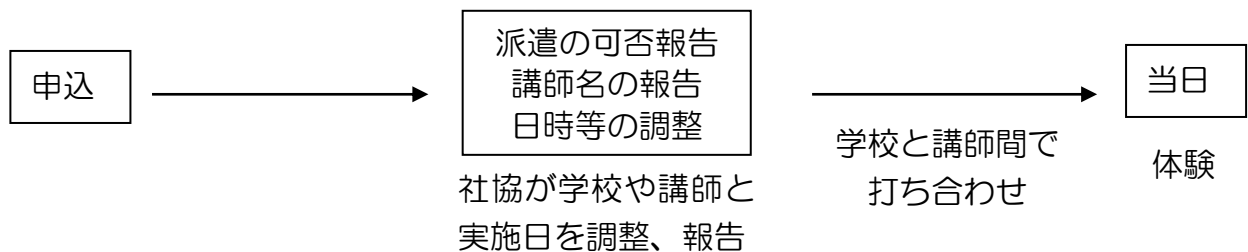
## 7 参考資料

- (1) 申込みにあたっての留意点
- (2) 高等学校用福祉教育推進事業申込書

## 申込みにあたっての留意点

### (1) 講師派遣があるプログラムの場合

- 講師派遣の関係上、お申込みから日時の確定までお時間をいただく場合がありますので、原則、実施希望日の2カ月前までにお申込みください。
- 派遣日時等は、あらかじめ複数提示いただき、講師の派遣が調整できる範囲といたします。希望日が集中する月があり、御希望に添えない場合がありますので、お早めに御相談ください。
- 当日の講師の交通費については、学校の予算の範囲内で結構ですのでご用意いたします。  
※車いすバスケット体験・認知症サポーター養成講座は除く
- 使用物品の受取及び返却場所は、厚木市保健福祉センター4階ボランティアセンター（開所 平日の午前8時30分から午後5時15分まで）です。



### (2) 物品貸出の場合

- 物品の個数の関係上、原則実施希望日の1か月前までにお申込みください。
- 使用物品が発生する**高齢者擬似体験**は、学校側で使用物品の運搬をお願いしております。車いすの運搬は、社会福祉協議会職員が行います。
- 使用物品の受取及び返却場所は、厚木市保健福祉センター4階ボランティアセンター（開所 平日の午前8時30分から午後5時15分まで）です。
- 初めての使用等で使い方が分からない場合は、物品受取の際に説明いたしますのでその旨を事前にお伝えください。
- 万が一、物品を破損・紛失した場合はすみやかにその旨をボランティアセンター（046-225-2789）までお伝えください。

